

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB製作所（以下「事業場」という。）の代表者の地位にあり、平成〇年〇月〇日からは労災保険法上の第一種特別加入者（以下「特別加入者」という。）として就労していたが、平成〇年〇月〇日午前11時15分頃、事業場2階において商品の梱包作業を行っている時に左肩に激痛が走ったという。

請求人は、同月〇日、C病院に受診したところ「左肩腱板断裂」と診断され、平成〇年〇月〇日からは左肩関節の腱板修復術施行のため同病院に入院、同年〇月〇日の退院後も加療継続したものである。なお、請求人は、平成〇年〇月に右肩関節の腱板修復術を受けていたことから、平成〇年〇月からは右肩の治療を開始したが、両肩とも腱板が再断裂後消失し、その後機能障害が残存したものである。

請求人は、「両肩腱板断裂」（以下「本件疾病」という。）の発症は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、特別加入者である請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、自ら作成した災害状況報告書において、平成〇年〇月〇日、商品を箱に詰めている時に、急に肩と腕に激痛が走った旨述べている。他方、請求人は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、「平成〇年〇月頃から右肩にすごい痛みを感じるようになりました。原因はよくわかりません。」、「平成〇年の〇の終わりごろから今度は左肩に慢性的な痛みを感じるようになりました。痛みはいつのまにか出現しており原因はわかりません。」と述べるとともに、聴取時の両肩の状態について、「いつのまにか両肩の腱板が消失していました。消失について先生も原因は、よくわからないといっています。」と述べている。

以上のように、本件疾病の発生機序についての請求人の申述は一貫性がないが、上記災害状況報告書を踏まえ、本件疾病が業務上の負傷によるものか否かについてみると、本件疾病の部位に過度の負担が急激に加わった等の外傷機転は確認できない。さらに、D医師は、平成〇年〇月〇日付け主治医意見において、「両肩に加齢変性の所見は確認できた。加齢なくしてきれることはない。腱は弱かったと考えられる。」、「日常生活によって断裂したものか業務によって断裂したものか医学的に判断しにくい。」と述べ、E医師は、同年〇月〇日労働基準監督署受付の意見書において、「本症例は両肩の腱板変性を起因と

して生じた腱板変性断裂」と述べている。以上のことから、当審査会としても、本件疾病は外力により発症したものとは認められないものと判断する。

(2) なお、請求人及び請求代理人は、本件再審査請求に際して、請求人は筋力を要する反復動作の多い作業、運搬、積込み、積卸し作業に従事したために本件疾病を発症したと主張していることから、念のため、上肢等に過度の負担のかかる業務による疾病の業務起因性の認定基準である「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）に基づき、以下検討する。

(3) 請求人の従事した作業態様について、請求人は、平成○年○月○日付け聴取書において、「犬の鎖の製造のためにペンチを使ったり、鎖をひっぱり出したり、鎖の梱包をしたり、小箱に1ダースから半ダース入れて、10ダースから20ダースをみかん箱のような箱に詰めたり、それを梱包して台車に積んだ」と述べている。本件疾病の傷病部位は両肩であるにもかかわらず、これらの作業が請求人の両肩に関し、「反復動作の多い作業」、「負担のかかる状態で行う作業」等、両肩を過度に使用する必要のある作業に該当するとは認められない。

以上のことから、当審査会は、請求人に発症した本件疾病は、認定基準にあてはめたとしてもその要件を満たしておらず、業務上の事由によるものであるとは認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。